

平成26年6月23日

第2回定例会議案

(その4)

登米市議会

議員 番

議 案 目 次

議案番号	議 案 名	頁
	農業委員会委員の推薦の件	1
発議第4号	2015年NPT再検討会議に向けて日本政府に核兵器全面禁止のための決断と行動を求める意見書	2
発議第5号	生活再建に至らない東日本大震災被災者に対する医療費一部負担金免除及び介護保険利用者負担の減免措置に対する財政支援を求める意見書	5
発議第6号	東日本大震災で被災し、就学困難な幼児・児童・生徒に対する支援事業に係る意見書	7
	議員派遣の件	9
	常任委員会の閉会中の特定事件の調査の件	10
	常任委員会の調査報告	別冊

農業委員会委員の推薦の件

農業委員会等に関する法律第12条第1項第2号の規定による議会推薦の農業委員は4名とし、次の者を推薦する。

平成26年6月23日

登米市議会議長

推薦農業委員

1	住 所	登米市迫町北方字崎ヶ崎 20 番地
	氏 名	佐々木 まき子
	生年月日	昭和28年12月21日
2	住 所	登米市東和町錦織字大木沢 81 番地
	氏 名	小野寺 伸光
	生年月日	昭和27年 3月18日
3	住 所	登米市登米町寺池辺室山 31 番地 2
	氏 名	北 條 茂 雄
	生年月日	昭和34年 5月23日
4	住 所	登米市豊里町新田町 61 番地
	氏 名	佐々木 武雄
	生年月日	昭和25年 8月22日

発議第4号

2015年NPT再検討会議に向けて日本政府に核兵器
全面禁止のための決断と行動を求める意見書

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条第2項の規定により提出します。

平成26年6月23日

登米市議会議長 田口久義 殿

提出者 総務企画常任委員会
委員長 中澤 宏

(別紙)

2015年NPT再検討会議に向けて日本政府に核兵器 全面禁止のための決断と行動を求める意見書

2010年5月の核不拡散条約(NPT)再検討会議は、「核兵器のない世界の平和と安全を達成する」ことに合意し、「すべての国家は核兵器のない世界を達成し維持するために必要な枠組みを築く特別な努力をする必要がある」と強調した。次回2015年NPT再検討会議を前に、いま、世界のすべての国の政府と市民社会には、この目標を現実に変えるために協力し、行動することが強く求められている。

しかし、それから4年経ったいまも、「核兵器のない世界」を達成する具体的な道筋は見えていない。米ロ両国間の合意を含め、一定数の核兵器が削減されたとはいえ、世界にはなお1万7千発の核兵器が貯蔵、配備され、他方では朝鮮半島をめぐる緊張に見られるように、新たな核開発の動きも続いている。意図的であれ、偶発的なものであれ、核兵器が使われる危険は現実に存在している。

この状況を打開し核兵器をなくすためには、国際社会が一致して核兵器を全面的に禁止する以外に方法はない。国際司法裁判所も断じたように、核兵器の使用は「国際人道法の原則と規則」に反するものであり、世界で唯一国民が核の惨禍を体験した日本には、核兵器の非人道性を訴え、その全面禁止を主張する道義的根拠と重い責任がある。いま核兵器を持つわずかな数の国が決断すれば、核兵器禁止条約の交渉を開始できる条件が生まれている。この決断と行動を遅らせることは、第2、第3のヒロシマ、ナガサキにつながる危険を放置することになる。

さらに、北朝鮮の核開発をめぐる軍事緊張が高まっているなかで、国際紛争の解決手段としての武力行使と威嚇を憲法で放棄した日本が核兵器全面禁止のために行動することは、朝鮮半島の非核化、日本と東アジアの平和と安全を促進するうえでもきわめて重要である。

2013年10月「核兵器の人的影響に関する共同声明」が125カ国の連名で発表された。この声明は、「核兵器の残虐性、非人道性」を告発し、「核兵器のない世界」へ前進することを目指しており、「核兵器がいかなる状況の下でも決して使われないことが人類生存の利益」であると述べ、核兵器が使用されないことを「保障する唯一の道は、その全面廃絶である」とし、すべての国が核兵器使用の阻止、核軍縮などのために「責任」を負っていることを強調している。

共同声明に日本政府も賛同したことは、唯一の被爆国であり、憲法の平和原則と「非核三原則」を掲げる国として当然の姿勢である。

しかし、これで問題が終わったわけではない。核兵器は全面的に禁止されるべきである。

2015年NPT再検討会議に向かつて、「核兵器のない世界」への行動が直ちに開始されるよう、ジュネーブの軍縮会議(CD)をはじめ、核軍縮・廃絶と安全保障にかかわる諸機関で、「共同声明」の署名国として日本政府が核兵器全面禁止条約の交渉開始

のために努力するよう要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年6月 日

宮城県登米市議会議長 田 口 久 義

内閣総理大臣 安倍 晋三 殿
総務大臣 新藤 義孝 殿
外務大臣 岸田 文雄 殿

発議第5号

生活再建に至らない東日本大震災被災者に対する
医療費一部負担金免除及び介護保険利用者負担の
減免措置に対する財政支援を求める意見書

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条第2項の規定により提出します。

平成26年6月23日

登米市議会議長 田口久義 殿

提出者 教育民生常任委員会
委員長 二階堂 一男

(別紙)

生活再建に至らない東日本大震災被災者に対する
医療費一部負担金免除及び介護保険利用者負担の
減免措置に対する財政支援を求める意見書

医療窓口負担免除措置再開では、昨年末12月27日に安倍晋三首相が宮城県内の視察にあわせて、被災地自治体への医療費（国民健康保険）の財政支援を強化すると発表され、それ以降、市長会や町村会が宮城県に対する支援の働きかけや各自治体での再開に向けた検討が進められました。しかし、国からの給付増加に対する財政補助率の拡大等が示された一方で、一部負担金等の免除措置に対する財政支援は認められず、また、後期高齢者医療制度及び介護保険の一部負担金及び利用料減免については、追加的な財政支援は示されなかった。

そうした免除措置再開に十分な財政手当がない中、県内全市町村は現場の声を受け止めながら大変な財政的な問題を抱えながらも対象を絞り込み、医療と介護の減免を再開させている。

被災地では、今なお生活再建の見通しが立たない被災者も多く、生活環境の変化による体調悪化等により、医療や介護支援が必要となる要介護認定者等も増加しており、被災者に対する様々な支援の継続が求められている。

よって、国・県においては、生活再建に至らない被災者に対する医療費一部負担金免除及び介護保険利用者負担の減免措置に対する財政支援を強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成 年 月 日

宮城県登米市議会議長 出口久義

衆議院議長 殿
参議院議長 殿
内閣総理大臣 殿
財務大臣 殿
厚生労働大臣 殿
宮城県知事 殿

発議第6号

東日本大震災で被災し、就学困難な幼児・児童・生徒
に対する支援事業に係る意見書

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条第2項の規定により提出します。

平成26年6月23日

登米市議会議長 田口久義 殿

提出者 教育民生常任委員会
委員長 二階堂 一男

(別紙)

東日本大震災で被災し、就学困難な幼児・児童・生徒 に対する支援事業に係る意見書

平成23年3月11日の東日本大震災と東京電力福島第一原子力発電所事故による放射能の汚染から3年を過ぎました。

被災地では、防災集団移転や災害公営住宅建設、生業の復興や地域の雇用など、地域の復旧・復興の遅れから先行きの見通しが立たない中、家庭や地域での様々な問題が子どもたちの生活に大きな影響を与えています。

このような状況下で、被災した幼児・児童・生徒への「被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金」(以下「就学支援交付金」)を基金として平成23年度、平成24年度から26年度にかけ「高校生修学支援基金事業」が実施されてきました。

この事業内容は、①被災幼児就園支援事業、②被災児童生徒就学援助事業、③奨学金事業、④私立学校授業料等減免事業、⑤被災児童生徒等特別支援教育就学奨励事業、⑥専修学校・各種学校授業料等減免事業などです。

この事業は、被災した子どもたちや保護者に「お金の心配なく保育や教育を受けることができる」という大きな安心感を与えてきました。

とくに、仮設住宅団地からの児童生徒のスクールバス運行経費にも使われ、子どもたちの通学保障にも大きな力を発揮しましたし、被災生徒奨学資金制度は、被災地の子どもたちに高等学校への進学ができる道を開きました。

しかし、この「就学支援交付金」が平成26年度で一旦終了され、平成27年度からどうなるのか見えない状況になっています。被災地では、これから先、仮設住宅団地が解消まで3年から5年かかること、地域の復旧・復興は10年かかると予想されます。

3. 11東日本大震災を体験した子どもたちが、これからの地域の復旧・復興を担います。その子どもたちが、たくましく、健やかに成長できるよう、この「就学支援交付金」による「高校生修学支援基金事業」が平成27年度から平成29年度までの3年間でも実施されるよう強く要望するものです。

以上、地方自治法99条の規定により意見書を提出します。

平成26年6月 日

宮城県登米市議会議長 田 口 久 義

衆議院議長 殿
参議院議長 殿
文部科学大臣 殿

議員派遣の件

平成26年6月23日

本議会は、地方自治法第100条第13項及び会議規則第170条の規定により、次のとおり議員を派遣するものとする。

記

1 件名 登米市議会意見交換会

- (1) 派遣目的 市民と議員が自由に情報や意見を交換し、市民の意見等を把握するため。
- (2) 派遣場所 市内21会場
- (3) 派遣期間 平成26年7月15日(火)、16日(水)
23日(水)、24日(木)
- (4) 派遣議員 全議員

2 件名 登米市議会議員研修

- (1) 派遣目的 議会改革推進会議で、通年議会を実施の方向で検討することとしたことから、既に通年議会制を導入している軽井沢町議会の取り組みを研修し、議会の活性化と主体的・機動性を高める通年議会について理解を深める。
- (2) 派遣場所 ホテル サンシャイン佐沼
- (3) 派遣期間 平成26年7月28日(月)
- (4) 派遣議員 全議員

※なお、決定していない事項や変更がある場合の取扱いは、議長に一任する。

平成26年6月23日

登米市議会

議長 田口久義 殿

総務企画常任委員会

委員長 中澤



閉会中の継続調査申出書

本委員会は、所管事務のうち次の事件について、閉会中の継続調査を要するものと決定したので、会議規則第113条の規定により申し出ます。

記

事 件

1. 徴収対策について
2. ホワイトスペースを活用した情報発信について
3. 地域づくりについて
4. 行財政改革について
5. 消防・救急事業について
6. 意見交換会に係る市民意見に対する内容調査

期 限

次回定例会開会の前日まで

平成26年6月23日

登米市議会

議長 田口 久義 殿

教育民生常任委員会

委員長 二階堂



閉会中の継続調査申出書

本委員会は、所管事務のうち次の事件について、閉会中の継続調査を要するものと決定したので、会議規則第113条の規定により申し出ます。

記

事 件

1. 健康づくり対策について
2. 病院経営について
3. パークゴルフ場整備について
4. 教育行政について（コミュニティスクール等）
5. 環境行政について
6. 文化財の保存・活用について
7. 意見交換会に係る市民意見に対する内容調査

期 限

次回定例会開会の前日まで

平成26年6月23日

登米市議会議長 田口久義 殿

産業建設常任委員会

委員長 伊藤吉浩



閉会中の継続調査申出書

本委員会は、所管事務のうち次の事件について、閉会中の継続調査を要するものと決定したので、会議規則第113条の規定により申し出ます。

記

事 件

1. 誘致企業の状況について
2. 既存企業の育成について
3. 林業振興について
4. 意見交換会に係る市民意見に対する内容調査
5. 道路整備について
6. 下水道整備について
7. 農業振興について
8. 商業・観光政策について

期 限

次回定例会開会の前日まで